



久教図第 110 号
平成29年 6月30日

久喜市立図書館協議会
会長 塩崎 勲 様

久喜市立中央図書館長 太田 匡



久喜市立図書館の今後の運営について（諮問）

図書館法第14条第2項に基づき、久喜市立図書館の今後の運営について、
貴協議会の意見を求めます。